

令和2年度京都府女性活躍応援事業補助金のご案内

京都府では、すべての女性が輝く京都づくりを推進するため、地域の女性の活躍を推進する団体の取組を支援しています。

◆補助対象者

地域における女性の活躍の推進を図る事業を行う団体であって、2人以上で構成され、定款・会則等が定められているもの。(法人格は問いません。)

- (例)・ボランティアサークル、NPO法人、実行委員会
・自治会・町内会、老人クラブ、婦人会、PTA等の地縁型団体
・株式会社、有限会社等の営利を主たる目的とする団体 など



◆補助対象事業

(期待される効果)

- ・地域で主導的な役割を担うことができる女性の育成
- ・地域の女性の新たな参画
- ・地域における女性の活躍に資する知識の習得
- ・地域での推進団体組織の充実又は推進団体相互間の連携

(事業例)

- ・地域の課題解決のための自主的グループ学習・取組発表会
- ・地域の他の団体と連携し、活動の広がりや活性化を目指すイベント
- ・地域活動の取組・ノウハウの研修や他地域との交流
- ・様々な立場の女性が交流、相談できる場・機会の創造
- ・作品を販売するフリーマーケット、女性起業家の共同販売所運営 など

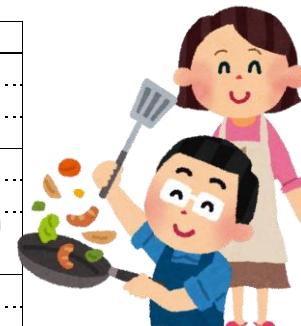
◆審査の基準

外部有識者からの意見を参考に府が補助金交付候補者を決定します。審査は、女性の活躍を促進する効果が期待できる事業内容及び実施方法等を勘案して総合的に行います。

※予算の範囲内での交付となりますので全額が交付されない場合があります。

※審査の結果、不採択となる場合があります。

評価項目	評価指標
① 公益性	要綱に定める事業効果(※1)が出る事業スキームになっているか 地域にとって必要な事業となっているか 会員の親睦、特定の個人等を対象とした事業となっていないか
② 発展性	新規性(※2)、先駆性、独創性がある事業となっているか 事業終了後も地域の女性活躍促進が図られる事業となっているか 外部団体・他団体等との協働による事業効果の増大、取組の広がりが期待できるか
③ 実現性	計画内容、実施体制が十分に検討されているか 予算積算が適切になっているか 関係機関、団体等の許可・協議がされているか



(※1 事業効果)

- ・主導的な役割を担うことができる女性の育成
 - ・女性の新たな参画
 - ・女性の活躍に資する知識の習得
 - ・女性の活躍を推進する団体の組織の充実又は団体相互間の連携
- (※2 新規性)
長年活動をしている団体については、従来の活動に必要な工夫や改善を行った新たな取組であること

◆補助率・補助上限額
補助率:補助対象経費の3分の2以内
補助上限額:(1団体につき)30万円

◆募集期間
2020年5月19日(火)
～6月19日(金)